

令和4年度川崎市政策評価審査委員会 第2部会 議事録

日時 令和4年5月30日(月) 午後1時00分～午後3時42分

場所 川崎市役所第3庁舎5階 企画調整課会議室

出席者 委員 田島委員(部会長)、川崎委員、星川委員、米林委員

事務局 宮崎総務企画局都市政策部長

山井総務企画局都市政策部企画調整課長

岸総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

野本総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

加島総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

説明局 施策1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進【まちづくり局】

北村まちづくり局総務部企画課長

樋口まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課長

施策3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進【環境局】

北川環境局生活環境部担当課長(廃棄物政策担当)

宝田環境局生活環境部減量推進課長

藤田環境局生活環境部収集計画課長

羽入環境局施設部処理計画課長

山本環境局総務部企画課長

施策3-3-3 多摩丘陵の保全【建設緑政局】

矢口建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

坂建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課長

鈴木建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課担当課長

小沼建設緑政局総務部企画課長

施策4-7-3 身近な交通環境の整備【まちづくり局】

北村まちづくり局総務部企画課長

藤野まちづくり局交通政策室担当課長

櫻井建設緑政局自転車利活用推進室担当課長

1 議題 審議対象施策の説明及び質疑応答

(1) 施策1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進【まちづくり局】

(2) 施策3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進【環境局】

(3) 施策3-3-3 多摩丘陵の保全【建設緑政局】

(4) 施策4-7-3 身近な交通環境の整備【まちづくり局】

2 審議内容の総括

3 その他

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 なし

## 議事

加島総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

定刻になりましたので、ただいまから、川崎市政策評価審査委員会第2部会「まちづくり部会」を開催いたします。

私は、総務企画局都市政策部企画調整課の加島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の委員会につきましては、一部テレビ会議により実施しており、田島委員におかれましては、テレビ会議によりご出席いただいております。

次に、本日の部会は公開とさせていただきますこと、傍聴を許可しておりますこと、また、議事録作成のため、会議中に録音することにつきまして、あらかじめご了承くださいと存じます。

あわせて、本日の会議録は要約方式にて作成することとし、また、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、委員会で指定された者の確認を得るものとされておりますので、確認者を各委員と指定させていただくこと、さらに、会議録は発言者が分かるよう委員名を記載するものとし、文書開示請求等があった場合には、委員名は原則開示されることにつきましても、ご了承くださいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。お手元のタブレットを使われる方は、タブレットの中を見ていただいて、左上から順番に、次第、資料1「部会の構成について」、資料2「部会の役割と進め方」、資料3-1、3-2、3-3、3-4と各所管部局からの説明資料が入っております。参考資料1として「委員会・部会別施策一覧」、参考資料2として委員会名簿をつけております。その他、審議対象施策の達成状況一覧、川崎市総合計画第3期実施計画における成果指標の一覧をつけております。最後に、川崎市総合計画第2期実施計画の冊子をご用意しております。田島先生におかれましては、URLでご確認いただけたらと思います。不足等はございませんでしょうか。

それでは、本日の進め方でございますが、資料1をご覧ください。

本日は第2部会でございますが、まちづくり分野に係る4つの施策についてご審議をいただきます。

次に、資料2をご覧ください。「部会の役割と進め方」でございます。

資料の下側に「部会の流れ」がございますが、本日は審議対象施策ごとに「関係局によるプレゼンテーション」を10分、プレゼンを踏まえた「関係局との質疑応答」を20分程度、これを1サイクルとして、4つの施策について、順番に行ってまいります。4施策全ての審議終了後に、総括として30分程度、部会意見の取りまとめを行います。

部会の終了は15時45分頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、別添として机上に配付させていただきましたが、審議対象施策の達成状況一覧は、審議対象の施策に設定している個々の成果指標の達成状況を一覧にまとめておりますので、施策の達成状況の妥当性等の判断の際、ご参考に使っていただければと思います。

それでは、これより審議に入らせていただきます。

これ以降の議事につきましては、部会長の田島委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

田島部会長

本日、私の都合でリモートでの進行になってしまいましたこと、お詫び申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、審議に入りたいと思っております。

初めに、「地域の主体的な防災まちづくりの推進」について、ご説明をお願いいたします。

北村まちづくり局総務部企画課長

(資料3-1の内容に沿って説明)

田島部会長

ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。委員の方からのご発言をお願いいたします。

なお、ご発言される場合は、挙手をしていただき、私から御指名させていただきますので、お名前をおっしゃっていただいてから、ご発言をお願いいたします。

川崎委員

ご説明ありがとうございました。非常に順調に進んでいると思います。

今回の不燃化重点対策地区の2地区に関して、ハードとソフトの両面でかなりの政策的対応を行ったというご説明で、どちらかというと予定よりも早く進捗し、効果的な取組ができているところですが、今後、現在はソフト的な対応のみを行っている「防災まちづくりを推進する地区」に関して、ハード的な施策を拡大していくご予定なのでしょうか。それとも、ハード的な施策に関しては、重点対策地区の2地区で終了するという考えなのか、少しお話を伺いたしたいと思います。

樋口まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課長

不燃化重点対策地区2地区につきましては、平成29年に指定をしたところでございます。順調に想定焼失棟数も削減ということになっております。

一方で、そのほかの16地区、94町会に対してソフトの取組を行っております。こちらも火災延焼リスクのある地区になりますが、こちらは今、現段階でハードの取組、あるいは補助を使った建て替えの促進というようなことは、今のところ考えていないというところでございまして、引き続きソフトの取組で地域の主体的な防災まちづくりを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

川崎委員

続けてよろしいですか。

ここの政策の目標が「災害から生命を守る」となっており、そのために地域の主体的なまちづくりを推進していくことが、施策体系の目標になっているかと思ひまして、それを考えると、特にこの不燃化重点対策地区に関しましては、効果が大きい地区として先行的に実施したという理解なのですが、今後の方向性のところには、そういったエリアの拡大等も意識を広げていかないと、この施策目標を達成する方向には向かないのではないかと思います。

米林委員

私も川崎先生がおっしゃっていたことと同じような視点になりますが、この目標はすごく順調に達成されていると感じます。

逆に言うと、もう少し目標のレベルを上げられるかもしれないなと思ひまして、数値目標ではなくても、例えばこの2点以外に、今後こういうところも課題として取り組んだ方が良いと思うことがあれば教えていただけますか。

樋口まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課長

私どもで、不燃化重点対策地区の取組として行っているものが、補助金による建て替えの促進、耐火性能の高い建築物に建て替えという形になります。プラスアルファ、地域の皆様とこれからのまちづくりというものを検討するような懇談会等も実施しておりますので、こちらはもう少し地域の皆様とのやり取りの中でまちづくりの形を少しソフトの取組とハードのプラスアルファの取組というのを少し、もうちょっと進めるために検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

もう一方の防災まちづくりを推進する地区に関しましては、こういった共助の取組というのが、なかなか理解しづらいところ、なかなか町会などでお話をさせていただいてもなじみがないところなので、こちらはもう少し皆様方、これから新しくやっていただく方に分かりやすい形でご提示できるようなものを、少しパッケージ化、規格化するような形で、今までやってきた知見をそういった形でお示しをして、取り組みやすいものにしていきたいなというふうに、そういったものが少しできれば、もう少し広く皆様にご理解いただいて広がっていくのかなというものが、少し課題かなというふうに感じているところでございます。

ただ、この2地区と16地区の区分けというのがございますが、なるべく優先順位はつけて、税金を投入するという形が少し課題が大きいところに集中して優先的にやっていくということと、他の取組で広く皆様にご理解いただきながら進めていくところというふうに考えているところでございます。

米林委員

ありがとうございます。

ソフトの取組を広げていただくのは、私個人としてもすごく賛成で、私が住んでいるのはこの16地域でも、2地区でもないところですが、やはり防災、特にこの様な火災については防災意識を広げた方が良いと思っています。一方で、町内会を見ても、結構温度差があるというか、市民でもかなり温度差があるため、そういったソフトの啓発は進めていただけるととても良いと思います。パッケージ化された取組は、1回コンテンツをつくれればそれを広く使えるため、とても良いことだなと思いましたので、ぜひよろしく願いいたします。

星川委員

用語の確認ですが、スライドの11ページで、不燃化重点対策地区に対する補助金が出ているかと思いますが、例えば老朽建築物の場合は、耐火性ではない建物という理解でよろしいでしょうか。耐火性の建物も含まれているということではないですね。

それから、これは数字を比べると分かるのですが、老朽建築物を除却した件数と、新たに耐火性で新築された件数を比べると、新築が少ないようです。これは建物の大きさが同じと想定した場合に、防災空地になっているという理解なのでしょうか。

この2点を教えてください。

樋口まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課長

最初のご質問、老朽建築物という定義ですが、建物の構造、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、こちらの3種類の建築物に、それぞれ耐用年数というものがございます。

その耐用年数を超えたもの、あるいは旧耐震の建築物、こういったものを老朽建築物として除却をする際に補助金をお出ししているというものでございます。

例えば、木造ですと22年という耐用年数を超えているものに関して、除却する場合には補助金をお出ししているというものでございます。

一方、下の段の耐火性の強化に関する補助金、こちらは条例によって通常ですと木造2階建ての場合に建

建築基準法で要求される性能といいますのは、耐火性能というものの中で一番低いレベルの防火構造というものになります。ただ、条例をかけて、それをもう一段上の準耐火建築物相当まで上げて建ててくださいという条例をかけておりますので、その建物がプラスコストアップになる部分について、補助金をお出しする形を取っております。

ただ、一方で、3階建て以上になりますと、建築基準法で当初から準耐火建築物以上の構造が要求されますので、その場合には補助金の対象にはなりません。

この地域で木造2階建てを建てる場合に、この補助金が活用できるということになりますので、建物としては3階建てが立っていくケースというのが、川崎市、かなり地価も高いところもありまして、建物の新築の場合には、土地を有効活用して3階建てにというようなケースも多く見受けられまして、そういった場合には補助金の対象にならないので、こういったちょっと件数の差が出ているということになります。

川崎委員

オンラインからでは進行しにくいかと思いますので、私が進行をやりましょうか。

それでは、星川委員、よろしく願いいたします。

星川委員

そうすると、老朽建築物イコール木造と理解していたのですが、必ずしもそうではないということですね。鉄骨造もあり、耐火性の建築物も耐用年数を超えていれば、この中に入っているという理解ですね。

ということは、耐火性から耐火性の新築ができるというところで、一見すると改善されたようには見えませんが、そういう理解でよろしいですか。木造から耐火性というのはすごく分かりやすいのですが、老朽建築物は必ずしも木造だけではないとおっしゃっているため、そうすると数値の出し方としていいのかなと思います。

樋口まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課長

老朽建築物、確かに鉄筋コンクリート造の建築物も耐用年数が過ぎていれば補助金の対象になります。この場合、耐火建築物、あるいは鉄骨造の場合でも準耐火建築物というケースがあるかと思えます。それが、新しく老朽建築物として補助金を得て建て替える場合に、もう一度耐火になる場合もありますし、準耐火以上という条例の規制がありますので、そちらになる、イコールの建て替えというようなケースもございますが、それでも古い建築物を建て替え、更新していこうということで、補助金の対象にしております。

田島部会長

防災空地の整備が進んでいるということで、スライド12の状況を見ても、防火の観点ではいいのでしょうか。実際に整備をした後、使いやすいものにするなど、そういったところまでは措置できないのでしょうか。市の施策として、よりよい空間にできるような工夫がないものかなと感じましたので、実際に防災空地にした場所を利活用できる工夫があるかを教えていただけますでしょうか。

樋口まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課長

防災空地、小田地区に3か所整備してございます。こちらに関しては、整備後、町内会で管理をさせていただいておまして、町会の中でお花を植えていただいたりですとか、イベントに活用していただいたりですとかということをしていただいたりしておりますので、あと、一部ではかまどベンチを置いていたり、防災備蓄倉庫を置かせていただいたりしておりますので、そういった活用を町内会の方と、今、整備をしながらご相談させていただいて、活用していただいているというところでございます。

田島部会長

ありがとうございます。期間などは契約上で定めている形なのでしょうか。

樋口まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課長

期間につきましては、当初10年という形をお願いをさせていただいております。所有者の方のご事情があって、途中でやめられるケースというのは、今のところございませんで、設置してから、今、4年、一番長いもので4年目を迎えるものが、整備後ずっと順調に利活用いただいているというところでございます。

こちらは協定の中で、なるべく10年ぐらい使ってくださいというような形をお願いをさせていただいております。

田島部会長

ありがとうございました。よく分かりました。

大変申し訳ございませんが、先ほどお申し出いただきました進行の件につきまして、会場にいらっしゃる川崎先生にお願いした方がスムーズかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

加島総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

それでは、川崎先生、改めてよろしくお願いたします。

川崎委員

分かりました。

それでは、他にございますでしょうか。

では、私から確認なのですが、成果指標①は、重点対策地区が対象と思いますが、成果指標②の道路閉塞リスクの対象は、全市になるのか、この地区だけなのか、どちらでしょうか。

樋口まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課長

こちらは、火災延焼リスクの高い地区というふうには書かせていただいておりますが、先ほどの不燃化重点対策2地区プラス防災まちづくりを推進する16地区、こちらを合わせて18地区の中で道路閉塞の確率を出して、こちらを成果指標として管理をしているという状況でございます。

川崎委員

分かりました。

また、成果指標①の令和7年度までに35%以上減らすというのは、この重点地区以外の地区の標準的な延焼棟数ということなのでしょうか。

樋口まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課長

当初の第2期までが30%、第3期が35%という削減割合につきましては、この2地区独自の目標になります。

川崎委員

では、35%に到達したからといって、他の地区と同等のリスクという状態にはならず、まだ他の地区に

比べるとリスクが高い状態なのでしょうか。

樋口まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課長

そうですね。

川崎委員

なるほど。そうすると、より加速度的に取組を進めた方が、市としても望ましいということですね。承知しました。ありがとうございました。

他に確認事項など、ございますでしょうか。

特にないようでしたら、1件目の審議につきましては、これにて終了させていただきたいと思います。

それでは、2件目の審議に入りたいと思います。

施策3-2-2「持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進」について、ご説明をお願いいたします。

北川環境局生活環境部担当課長（廃棄物政策担当）

（資料3-2の内容に沿って説明）

川崎委員

それでは、質疑に入りたいと思いますので、委員の皆さんから挙手にてご発言をお願いします。

星川委員

ごみの関係については、市民としては日曜日を除く毎日、生活環境事業所の方にお世話になっております。ありがとうございます。

地域で一番の問題は、実はごみの問題と防災の問題だと日頃考えていますが、その中でも、ごみの問題、特に資源ごみと普通ごみについて、資源ごみは再生されたり、いろいろ活用されるわけですが、現状を見ますと、資源ごみが実は普通ごみで出されているという状況があります。これは市民側の問題もありますけれども、普通ごみの日に出ている回収は実際にされている状況です。その辺りについて、少し乱暴かもしれませんが、例えばもう回収しないで置いていくことによって、これは資源物なのだと気づかせる方法もあるのかなと思います。

地域でも、町内会ではそういった情報を生活環境事業所からいただいて流していますが、今は町内会に入っていない方も多いので、なかなか情報がうまく伝わらない。また、外国の方も川崎区では多いため、そういったことも含めて、非常に残念ながら、資源ごみが普通ごみになっている割合がそれなりに高いのではないかと日頃思っております。

また、ミックスペーパーとプラスチック製容器包装の分別率がまだ3、4割で低いとのことですが、やはり情報の伝わり方というか、プラスチックは製品だと普通ごみになり、包装だと資源物になるなど、やはり分かり難いと思います。ミックスペーパーについても、紙なら何でもいいのかと思ってしまい、新聞も出している方も実際はいらっしやいます。

その様な状況ですので、数字的には改善されていて、非常に好ましいと思っておりますが、まだまだ分別率が高まるのではないかと思っております。

それから、この4月1日から、条例でごみの持ち去りが禁止になりましたけれども、行政側としては、特に資源物である空き缶について、持ち去る方がいますけれども、その方にしっかりと条例が伝わるようになると、回収率が高まってくると見ているのでしょうか。

#### 宝田環境局生活環境部減量推進課長

まず、普及啓発の部分について、私のほうでお答えさせていただきたいと思います。

まずは、外国人に対する普及啓発についてなんですけれども、やはりいろいろな外国の方が住まわれているということもありますので、7か国語のごみの分別のチラシを別に作っておりまして、そちらのほうを活用して外国人の方とかには説明をして、分別の促進を促しているところでございます。

あと、今、委員のほうからもお話あったように、ミックスとプラ、確かに分かりにくくて、実際のところ、普通ごみの中にもまだまだ混ざっているものがあるというふうには、我々も認識しているところでございます。

特に、プラについては、分別の方法とかがなかなか分かりにくいなというところもありましたので、昨年度については、いわゆる行動を変容する、ナッジと言われるナッジの効果を活用したチラシ、そちらのほうを配布して、よりプラの分別のほうにつながるような普及啓発活動を行ってきたところでございます。

そのほかにも、プラとミックスについては、いわゆる分け出しと言われる各家庭用のリーフレット以外にいろいろとチラシを作って、皆様に分かりやすいような普及啓発を図ってきたところでございます。

#### 北川環境局生活環境部担当課長（廃棄物政策担当）

補足のほうをさせていただきます。

今、委員のほうから、やはりプラスチックの出し方が、製品と容器包装で分かりづらいというお話がございました。こういった流れの中で、国のほうでも、先ほどご説明させていただきましたとおり、戦略ですとか、法のほうを策定してございます。

川崎市においても、やはり従前から、プラスチックと言っているのに、この種類をどういうふうに分けたらいいんだというお声は、市民の方からたくさんお声をいただいていた。こういったところを、我々も国のほうに対して、一括で回収するほうが分かりやすいし、ごみの減量、脱炭素の社会には寄与するだろうということは、ずっと申し上げさせていただいたところでございます。

そうした中、国のほうでもこの脱炭素、ごみ減量という流れの中で、そういった施策を打っていただきまして、一応、川崎市のほうでも一括回収をするような方向で、取組の準備を進めさせていただいてございます。

これについては、次の第3期の実施計画の中で、今、現在、実証事業ですとか、そういったところを実施して、ごみの量、プラスチックの量はどのぐらい増えるんだろうとか、環境影響についてはどういうふうになるんだろうとかというところを検討しているところでございまして、次の第3期の計画の期間内には、そういった取組を実際に実施させていただきたいというふうに考えてございます。

#### 藤田環境局生活環境部収集計画課長

資源物の持ち去りにつきましては、今、委員がおっしゃられたとおり、4月1日から条例が施行されておりまして、あらゆる廃棄物、資源物を含めて、集積所から持ち去る行為については禁止をしておりまして、10月からは実際に罰則も適用される予定になっております。

条例施行後、現在、集中的なパトロールを実施しておりまして、実際に、まだ途中経過でございますけれども、大体20名から30名程度、実際に持ち去り現場を確認して、行政指導を行っている最中でございます。

その効果によって、リサイクル率の向上と申しますか、そういったものが図れるというふうに考えておりまして、例としてございました空き缶ですけれども、もともと持ち去られている推計量としては、年間200トンから300トンぐらいが持ち去られているというふうに推計しておりまして、もちろん完全に持ち去られているのをゼロにするというのは、少し時間はかかるかもしれませんが、そういったことによってリサ



イクル率の向上が図られるというふうに考えております。

また、市民の方々にとっても、空き缶に限らずですけれども、せっかく行政のために分けて出したものを持ち去られてしまっているのは、そういったリサイクルをしようという意欲の低下を招くというふうに考えておりますので、そういったことを通じて、最終的にプラスチックであったりとか、あとミックスペーパーの分別の向上にも、ぜひ貢献するように取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

米林委員

2点ございますので、よろしく願いいたします。

一つは、成果指標に関して、質問というより提案かもしれません。例えば成果指標①のごみの排出量は、全体として目標を下回っていて良い傾向だと思えますが、例えばスライド19で内訳を見ると、家庭系普通ごみが想定よりも減っておらず、逆に家庭系資源物は想定よりも大分、目標に対して減っている状況があると思えます。

これについては、どの様な課題があるのかにもよると思いますが、場合によっては、目標を細分化するのはいかがでしょうか。行政として特にここを減らそうという目標があれば、目標設定として総量の排出量が減ったことに加えて、例えば特に家庭ごみを減らしたいのであれば、家庭ごみの目標を設定するなど、もう一段細分化することも課題によってはあるのではと感じました。

同じように、成果指標②についても、事業系と家庭系のごみ焼却量は、特にコロナ禍もあって状況が変わっています。私の印象では、おそらく企業、事業系の方が、行政として色々と啓発していきやすいと思います。それも、もしかすると目標設定を分けるという考えもあるのかもしれないなと思いました。

北川環境局生活環境部担当課長（廃棄物政策担当）

今の指標の細分化のお話でございませけれども、指標、目標につきましては、この大きな目標を総合計画の策定時から設定してございます。

そういう中では、それぞれの事業につきましては、今、先ほど幾つか事業のご案内をさせていただきましたけれども、施策の評価として、それぞれ、例えば1人1日当たりの普通ごみの排出量ですとか、あとは事業系の年間の焼却量ですとか、そういったものを指標として、成果指標として、補足指標を置かせていただいております。

なので、そういう意味では、そういった、今、委員から指摘いただきました細かいところにつきましても、数字のほうを追いかけさせていただいているところでございまして、今申し上げたように、今、最後にご説明しました企画の廃棄物企画調整事業につきましては、スライドでいうところの27ですね、こちらのほうにつきましては、普通ごみの排出量と、例えば家庭系の資源化率というようなところを補足資料で置いているんですけれども、こういったところが達成できなかったというところで、この事業につきましては、進捗が悪いというような評価をさせていただいているのが1点ございます。

それと、事業系と家庭系につきましては、委員がおっしゃられるとおりの、やはり事業系のほうが少しコントロールしやすいというんでしょうか、というのは法人の皆様にご協力いただいているというところもあるというところで、家庭系のほうに普及啓発するほうが、対象が多いというところというのがございますので、確におっしゃるとおりかなというふうに思っております。

ただ、一方で、今、全体的に求められている行動変容ですとか、そういったところにつきましては、やはり市民の皆様にご協力をいただいて、川崎市に住んでいて、廃棄物に対してしっかりと考えを持って行動していただくというような取組を、我々も市民の方たちに投げかけるようなことが、もうちょっと手厚くやらなければいけないと考えてございますので、こういったことをしながら、第3期の施策については、しっかりとやっていきたいというふうに考えてございます。

米林委員

ありがとうございます。今のご説明に関連してもう一つ提案ですが、今の成果指標では、市民の方への啓発が全ての様になってしまっているのが、もし私が行政の担当者だとしたら切ないなと思ひまして、何らか皆さんの行動というか、活動の成果を測るものがあるのも良いのではと思っています。例えば、スライド28の減量リサイクル推進事業の取組や、スライド13の取組などについて、活動指標・成果指標（抜粋）とありますが、皆さんが活動したものについて、補足でも良いですが、一部、成果指標の中で設けてもよいのかもしれないと思ひました。と申しますのも、大人の啓発はかなり大変だと思ひますが、例えば、学校教育の中で、子供から教育していくことで市民の啓発を進めていくなど、色々と考えて進められていると資料を拝見して感じました。例えば、子供の理解が進んだ割合など、この様な活動とつながるアウトカム指標もあるのでは、今後のヒントになるのではと思ひました。

田島部会長

普通ごみの中でその2割を占めるという、生ごみですけれども、コンポストで作った生ごみ堆肥を農園で受け入れる取組を近年進めておられ、大変良いと思ひますが、一方で、川崎市は非常にマンションが多く、武蔵小杉周辺などタワーマンションがどんどん建っているようなところで、堆肥化した生ごみを集めることは、なかなか無理があるのかなと感じています。そういった20年前にはあまりなかったような住まい方の変化に対応して生ごみを削減していくことについては、少し工夫が必要なのではないかなと感じています。外国などでは、生ごみを集めて行政の方で堆肥化するという取組を行っている地域も結構ありますので、そういった工夫などができないものかを、もう少し伺えればと思ひています。

宝田環境局生活環境部減量推進課長

生ごみのたい肥化についてなんですけれども、やはり食品廃棄物のリサイクルについては、たい肥化をして食の循環という部分が一番大切だというふうに思っております。また一方で、川崎市というのは都市型ということもありまして、なかなか農地が少ないというところもございます。

そういった中で、今回、昨年度から農地での受入れという部分を、いろいろな市民団体さんのほうのご協力をいただきながら、少しずつ少しずつ広げてきているところでございます。

都市の中で、昨年度eco-wa-ringという取組を国の事業で少しやらせていただいたのですけれども、武蔵小杉とか、そういったところの部分の空いている場所を活用して、その部分でたい肥化した部分を持ち寄って花壇に使ったりと、そういったところをモデル的に昨年度は実施をしたところもございます。

この事業につきましては、引き続き、川崎市ではなくて一緒に取り組んでいた事業者のほうで引き続き継続していくというところもございまして、そういった取組も川崎市のほうで普及啓発をしながら、進めていけたらなというふうには考えているところです。

北川環境局生活環境部担当課長（廃棄物政策担当）

1点、補足のほうをよろしいでしょうか。

今、委員から農地の話もございました。ただ一方で、行政がその生ごみを回収してというようなお話もございました。全国的に見ますと、やはり都市が発展している中で、家庭から生ごみを回収して、それをリサイクルするという取組をうまくいっているところはなかなかないようでして、土地がないですとか、あとは、その収集の効率ですとか、あとは、一方で生活環境の衛生の部分を含めて、なかなかうまくいっていないところも少し感じてございます。

やはり地方に行くと、そういった一定の余裕があるところについては、そういう取組をされているという

ふうには感じてございますので、ただ一方で、時代も変わって食生活も大きく変わってくるようなところも、一方で生活様式含めて変わってくるようなところがあると考えてございますので、そういったところをウオッチしていく必要があるかなと思ってございますので、そういった取組について、都市型の我々ができるようなことを研究してまいりたいというふうに考えてございます。

田島部会長

ありがとうございます。焼却した方が効率が良いことも十分あると思いますので、生ごみの水分を切るなど、負荷を減らすような、いろいろな取組をぜひ進めてほしいと思っています。

川崎委員

スライド22に記載しているプラスチック資源循環が、本日の説明ですと川崎市が抱えている大きな課題だと、私は理解してございます。

かつてのように、ごみの量が多過ぎるなど、ごみを減らすという意味においては、かなり問題解決ができていると私は理解してございます。

その中で、プラスチックが課題として浮かび上がっているかと思いますが、1点お伺いしたいのは、焼却炉の温度を保っておかないと、ダイオキシンなどの有毒ガスが出るため、化石燃料を入れるよりもプラスチックを入れて燃やしたほうが、温度の安定につながるというところがあると聞いてございます。

このプラスチックを燃やすという点で増えているのは、混ざって増えているのか、それとも生ごみなどが増えて、温度を保つために高温で燃える物を入れないといけないから増えているのか、要因はお分かりになりますでしょうか。

北川環境局生活環境部担当課長（廃棄物政策担当）

そういう意味では、焼却場の能力につきましては、さすがに古いものにつきましては、今、委員かもし指摘ありましたとおり、プラスチックが入っていたほうがいいですとか、カロリーが足りない場合については燃料を入れるとかという話がありましたけれども、今、川崎市でメインに動いているものにつきましては、ある程度、性能が担保されているようなところもございまして、一定カロリーが低くても焼却については、対応ができるような状況になってございます。

そこでプラスチックごみが入ってくるのについては、どちらかという、入れているというよりは、分けられなかったものがそのまま入ってしまっているということで、当初、その星川委員のほうからご指摘いただいたようなところがメインの要因だというふうに考えてございます。

川崎委員

理解いたしました。ありがとうございます。

それでは、2つ目の審議はこれで終了させていただきたいと思います。

それでは、3件目の審議に入りたいと思います。

施策3-3-3「多摩丘陵の保全」について、ご説明をよろしく願います。

矢口建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

（資料3-3の内容に沿って説明）

川崎委員

ありがとうございます。

それでは、質疑に入りますので、委員の皆様から挙手にてご発言をお願いいたします。

#### 米林委員

ご説明ありがとうございます。成果指標②について、2つ提案・コメントできればと思います。

企業人として、また昨年度まで学校運営協議会でコミュニティスクールの会長を務めた身として、両方の立場で申し上げると、一つは企業において、協定締結というのは、活動の制約になってしまうのかなと感じます。手続き面で時間がかかったり、他の企業のことには分かりませんが、そこで行う必然性や、他との公平性などを社内で協議した結果、断念せざるを得ないこともあります。特にコロナ禍ということもあり、取り組みたい活動に対して社内調整で時間がかかるケースもあったと思います。目標そのものは、保全活動の累計か所数と考えると、協定締結ではなく、純粋に保全活動の数など、そういった形の成果目標にできればと感じます。

もう一つが、企業よりも学校や教育機関の方が、このような保全活動には参画しやすいと思っています。コミュニティスクールの様な「地域とともにある学校づくり」の観点からも、このような取組は、その地域の学校で子ども達にとっても地元に関連する活動になるため、学校への働きかけをしていただくのもよいと思います。小学校の事例がありますが、これはいま、子ども達がSDGsなどに取り組んでいる中で、とても良い活動になるのではと思います。市役所内で連携されてみてはいかがでしょうか、と率直に感じました。

#### 坂建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課長

協定締結となりますと時間もかかりますし、企業がぱっと入り込みづらいところもありまして、そういう一つの最初のプレ活動をやって、ちゃんと確認しながらやっていくというようなステップアップ式をやっていたんですが、確かに先生がおっしゃるように、気軽に入りやすくしていくような捉え方で、たくさんの企業と関わりをもって緑地を知っていただくような、そういう視点が必要であると非常に感じました。

また、教育機関との連携についても、企業さんはそういったところに非常に興味を持っておられると思いますので、社会貢献活動の一環としてどうでしょうかという考え方に、学校と組合、教育関係のところをつなぎながら、取組を進めさせていただければと思います。

どうもありがとうございます。

#### 田島部会長

ご説明、ありがとうございました。

緑地保全について、地権者の理解が得られないという御説明が幾つか出てきましたけれども、こういった形の緑地保全事業もかなり年数が長くなってくると、ご理解いただける方は既に保全緑地の指定をさせていただいて、相続などによって、それが続けられるかどうか、新たな課題として出てきているという状況なのかと思いますので、緑地保全事業の中で増やしていくのと同時に、一部については、やはり都市公園のような形で、市が責任を持って管理できるような形との組合せなど、緑地保全面積を単純に延ばしていく目標の設定の仕方がなかなか難しい部分があるのかと理解しています。現在も取り組まれているようなランクアップも含めて、一層の工夫が必要であると同時に、面積を同じ比率で増やしていくというよりは、できるところを重点的に進めていくというような取組もぜひしていただきたいと思います。

#### 矢口建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

ありがとうございます。

確かに、A、B、Cとランクづけをしておきまして、Aランクとして緑地の大きなところから地権者さんにお話をしに行っているということで、なかなか難しいところが残りつつあるということが現状でございます。

ます。

こちらとしても、やはり緑地を保全するだけでなく、市民が活動できる場所という成果指標も設けてありますとおり、なるべく市民の方が入りやすいところの保全を進めていきたいということがございますので、適地であるようなところに関しましては、より、そういった意図で市民の方に緑地保全をしていただきたいということ、緑地保全を進めたいんだということも、併せて地権者の方にご説明をしながら進めていきたいと思っております。

#### 星川委員

本施策については、多摩丘陵の保全ということですから、川崎市の北部が中心だと思いますが、スライド6を拝見しますと、緑の総量の目標が、10年間で、市の面積の30%以上の施策面積となっています。市南部は非常に緑に乏しいと感じており、麻生区や宮前区、高津区、多摩区は分かりますが、市全体で30%というのは本当でしょうかと感じます。

それから、みどり軸というものが定義されており、多摩丘陵、多摩川崖線、多摩川、臨海部の海ということまで書かれているのですが、この辺の関連性を教えていただけるとありがたいと思います。

それから、全国都市緑化フェアが、2年後の川崎市政100年の事業として執り行うのかと思いますが、私の認識で緑化フェアというと、必ずしもこういった多摩丘陵だけではなく、都市部も含めて緑を増やしていこうということではないかと思いますが、現在の段階での話で構いませんので、こういった取組をお考えなのかを教えていただけたらと思います。

私は川崎区民ですので、富士見公園で何かあるのではないかとか、そんな話も聞いたりしているものから、そのあたりも含めてお教えいただけるとありがたいです。

#### 矢口建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

委員、ありがとうございます。

まず一つ目の、市域の30%の目標をしているという点でございますけれども、緑ということの大きな捉え方の中で、一つ、水に関するところも緑の一つと捉えているところもございまして、例えば、運河のような空間ですとか、そういったものも、緑の空間、広い空間として捉えているということがございます。

区によって緑の状況というのは全く異なりますので、例えば、川崎区等においては、なかなか緑地保全とっている緑というものは存在しないかもしれませんが、大きなマンション等ができますと、その比率として緑化の面積も設けております。そういった緑を増やすということですか、まち中の例えば神社仏閣の緑についても、ある程度、まとまった面積があれば保存樹林とか、そういった形の指定等でも緑地の保全を進めていくというような、そういった様々な方法を使いながら緑を増やしていくことを考えております。

もう1点、緑化フェアでございますが、今、主会場としましては富士見公園、それから、等々力緑地、生田緑地ということで、そちらで展開を考えておりますが、今回の緑化フェアにおきましては、そういった中心となる公園だけではなくて、まち中で色々な市民の方々、行政、様々な地域の活動をされている方々、色々な方々が一緒になって緑を増やしていく、それから、色々なイベントとかで皆様が喜ぶ空間を作っていく、そういったものの取組とかも皆さんにお見せしていきたいと考えております。

川崎市というのは、そうやって協働で、緑を通じて、色々な触れ合いとかを広げていくんだと、そういった姿を見せたいというものをフェアの一つとしておりまして、そういった面積だけでなく、公園だけではない展開というのを、目指して検討しているところでございます。

#### 川崎委員

ありがとうございます。

時間も限られていますので、私から最後に1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

田島先生の御意見と類似しております、量的な観点でいうと、11枚目のスライドにあるように、保全面積に関しては、実はもう平成30年の目標すら達成できていない状況ですので、ここの定義でいう、法的な制約あるいは条例や要綱の制約がある緑地については、かなり限界に近いところにまで到達をしていると認識をした方が良くと思います。先ほどの話にもあったように、量の部分については、少し緑の定義を広げて、いわゆる神社仏閣や河川敷なども含めて、川崎市としてみどりの量を増やしていくという方向で、この指標も切り替えていった方が良くのかなと思います。

一方、質の観点については、やはり里山としての機能を残したいとのことですので、特別緑地保全地区などの強めの制約をかけていくところを評価していく形で、量と質の両面で、少し定義を考え直していく必要があると感じます。

なお、この目標・施策は、政策体系の中では多摩丘陵ということになっていますので、多摩丘陵の中での緑の総量、あるいは質の部分の評価していく、さらに民間や市民の方々が参加できる、まさにここで目指している施策に向いていくような評価に、少し方向を変えていく必要があるのかと思いました。

おそらく、今後の方向性はそちらなのかと思いますので、企画調整課と調整していただきながら、方向の見直しについてお考えいただければと思います。

矢口建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

ありがとうございました。

川崎委員

それでは、4件目の審議に入りたいと思います。

施策4-7-3「身近な交通環境の整備」について、ご説明をよろしくお願いいたします。

北村まちづくり局総務部企画課長

(資料3-4の内容に沿って説明)

川崎委員

それでは、これより質疑に入りたいと思います。委員の皆様からご質問等、ご発言がございましたら、挙手にてよろしくお願いいたします。

米林委員

ご説明ありがとうございます。

率直な印象として、様々な活動に取り組まれているため、それに対して成果評価がもう少しあっても良いと思います。コミュニティ交通の活用や自転車の活用の取組の2つについては、それに取り組まれている行政の担当者の方の立場を考えると、成果指標にあった方がよいのではと思います。第3期実施計画の成果指標一覧を拝見したところ、コミュニティ交通の利用者総数は、新たに成果指標に加えていますので、そこはとても良いことだと思います。したがって、自転車の取組についても、事故件数だけではなく、自転車に乗る人が減ると事故件数も減るということになってしまっても良くないため、自転車の利活用の取組は、事故件数と相反するからこそ、取り組まれていることを成果指標に具体的にに入れていただいた方が、価値があるのではと思っています。

実際に良い形で取り組まれているなど率直に感じましたので、成果指標の設定についてご検討いただければと思います。

櫻井建設緑政局自転車利活用推進室担当課長

指標の件につきまして、事故件数をここで挙げています。自転車に関しましては、自転車活用推進計画という計画がございまして、幾つか指標は掲げているところがございます。今回、3期実施計画におきましては、事故件数を引き続きの指標とさせていただきますけれども、市民に向けては、こういったほかの指標についても、自転車活用推進計画の中で指標として公表しております。

実施計画につきましては、今は3期に入りましたけれども、その次の段階で新たな指標というものが、もし委員がおっしゃるとおり採用することが適切ということがあれば、設定について検討をさせていただきたいと思っております。

田島部会長

ご説明ありがとうございました。

大変良い取組をされているというところは、私も同意見なのですが、おそらく南部はもともと自転車が乗りやすいけれども、その分、駐輪場などが問題になっていたところを、かなり整備を進めてくださって自転車が乗りやすくなっている一方で、北部は、アシスト付きのものでないと、なかなか交通手段として有効とは言えないような山坂の多い地域であったり、かなり地形の違うところを抱えておられるため、両方の地域特性に合わせて取り組まれているとは思いますが、指標の設定などが平均的なものになってしまうと、成果が見えにくいのではないかなと感じましたので、米林委員のご意見がどちらかという、指標の門戸を細かくという感じに受け取ったのですけれども、地域の南部や北部といった地区ごとの効果を細かく把握していただくことが必要かなと感じました。

櫻井建設緑政局自転車利活用推進室担当課長

地域ごとの特性を生かした、そういった施策が分かるような指標というところがございますが今現在、私どもの計画のほうで掲げている成果指標、それ以外に、何かそういった地域の特性に応じ適切に施策評価ができるような指標があれば、今後検討させていただきたいと思っております。

星川委員

まず、自転車の件ですが、実は資料を拝見して、自転車に関わる交通事故件数が減っているということが、すごく意外でした。むしろ、増えているのではないかくらいの印象で、それはもしかすると資料に記載の件数は市全体の件数ですので、地域性があるのではないかと思います。川崎区は自転車の普及率が非常に高いものですから、警察から話を聞くと自転車の事故は増えている、または増えているとは言わないまでも、減っているという話はあまり聞きません。事故があっても警察に届かないということは当然ありますから、届出上の件数といいますか、何か数値だけでは安心できないかなという印象があります。

それから、資料の中で通行環境整備のキロ数が伸びていますが、これは路上にブルーで矢印が引いてあるようなものを指すのでしょうか。あの場所にラインが引かれたなということも感じており、これは確かに増えていると感じているものですから、その点を教えていただきたい。また、自転車交通の場合は、多摩川の河川敷にサイクリングロードがあると思いますが、この整備は本施策に入っているのでしょうか。といいますのも、サイクリングロードができてから相当年数が経っていますけれども、場所によっては随分とガタガタして走りにくいところがあり、整備が必要なのではないかと思います。どうしても東京都側と比べるものですから、走りやすさなどの面で見直しが必要かと思えます。加えて、多摩川大橋から六郷橋辺りまでは、全く整備されていないため、その辺りが整備できると、それこそ北部の方から南部の臨海部まで一気通貫で走れるのになと思っております。

それからもう一つ、バスの取組なのですが、コミュニティバスの件が出ておりますが、私なりの理解では、どうしても買物難民といえますか、川崎市でも北部の高台の地域で、高齢者の方がなかなか買物に出て行かれないなど、そういった意味合いがあつて、コミュニティバスの有効性を語られていたと聞いているのですが、一方で、例えばこの川崎駅周辺についても、回遊性といえますか、人の流れとして、東口、西口を一体化する意味で、コミュニティバス構想の様なものがもう随分前から出ており、病院にも行かれたりするなど、今は高齢化社会ですから、なかなか歩いていくという訳にいかない方も大勢いらっしゃるため、今まで駅周辺というと駅を中心に放射状にバス路線が走っているような形ですけれども、それをサークル状に回遊性を意識したコミュニティバスというものも利用価値があるのではないかと考えているのですが、その辺、何かお考えを聞かせていただければと思います。

最後に、今年3月12日に多摩川スカイブリッジが開通しましたが、大師橋からのバスは、どうして羽田空港まで行かないのかという単純な疑問です。このバスは市バスではなく臨港バスのため、コメントできないのかもしれませんが、地元民はみんな空港に行ける便利なバスという理解をしているのに、空港に行けないという、利権の問題があるのか理由は分かりませんが、お話いただける範囲で御説明いただけるとありがたいと思います。

#### 櫻井建設緑政局自転車利活用推進室担当課長

それでは、自転車についてですが、事故の件数、実数がこういう形ですけれども、実際の数とどうだろうかというところですが、確かに統計的には数字としては事故の件数は減ってはいます。減ってはいるんですが、おっしゃるとおり、事故の件数として挙がっていないところもあるのではないかとということもあります。

それで、通行環境整備の中では、危険箇所というところでは、各区役所ですとか、道路公園センター等の情報ですとか、あとは利用者のヒヤリハットというところで、事故は起きていないんだけど、ここはちょっと危ないよというようなところも今回の計画の中でおさえていまして、そこも重点的に今後計画的に整備していくというところで考えております。

それから、整備の形態につきましては、おっしゃるとおり、矢羽根と言ひまして、青い矢印の部分ですとか、あと白い自転車のピクトグラムの表示ですとか、あと注意喚起というところでは、歩道上に、自転車の利用がやむを得ず多いところなどは、注意喚起するような案内表示ですとか、そういった通行の啓発、注意喚起の表示なども含めた整備を、ここでは通行環境整備というところで一応種類としては入れております。

それから、多摩川でございますけれども、多摩川につきましても確かにふれあいロードという形で、自転車と歩行者が共存して親しめるというところで、整備を、計画としましては今2メートルのところを3メートルに拡張するという計画がございます。それで、順次多摩川のほうも進めてはおります。

自転車の通行環境整備とはまた別に、多摩川のこういった整備計画を進めているところがございます、特に川崎区に入りますと六郷、あの辺りはかなり橋ですとかちょっと広げて整備するような余地のないようなところもございますので、そこに関しましては今後の護岸整備などを進めている国との関係がありますので、そういった機会を捉えながら利用しやすいような形を今後計画できるよう調整も含めて考えているところでございます。

#### 藤野まちづくり局交通政策室担当課長

バスにつきまして、まちづくり局交通政策室の藤野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

一つ目にご質問をいただきました、川崎駅周辺の回遊性ということでございますけれども、バスの発着につきましては、東口の駅前広場を整備する際に東口と西口、両方の接続する路線については、それぞれ東は東、西は西ということで発着を整理したところでございます。こちらの理由としましては、駅周辺の回遊性に付



きましては、徒歩での移動で回遊性を持たせるために、駅の中央改札口と併せて北口には北口自由通路、南側には連絡道路で東芝のビルとつないだり、駅東西の回遊性を持たせたいということで整備をしてみました。バスの発着を東西に分けたのは、高架下を通る道路の混雑を緩和させるために、そういった役割分担をしているところでございます。

もう一つが、スカイブリッジのバス路線についてでございますけれども、羽田空港への発着につきましては観光動向も踏まえて、また関係者と協議を引き続きしているところでございまして、今回の天空橋接続につきましては、東京側から浮島方面に通勤される方につきましては、天空橋から浮島に行くという通勤経路で通勤されるという需要をねらったところでございまして、少しでも東口の駅前広場の混雑緩和にも寄与する形でそういった交通の多様性を持たせたというところでございます。

川崎委員

ありがとうございます。

時間が限られておりますので、私から質問とコメントをさせていただきます。

1点、質問ですけれども、地域公共交通に関する身近な交通環境の整備について、かなりきめ細かな政策のご説明を受けたと思いますが、成果指標がバスの乗車人員のみなのが、すごくざっくりされていて、何人かからご指摘がありました。間がないのかというところ。資料の11枚目に地域公共交通計画の基本方針と目標が定められており、おそらくこの政策について、今日ご説明いただいたところだと思いますが、この計画に対して事業評価や進行管理はされていないのでしょうか。

藤野まちづくり局交通政策室担当課長

交通政策室でございますが、本計画につきましては、地域公共交通活性化再生法に基づく計画でございまして、同法に基づく協議会を設置しまして、策定及び進行管理をしているところでございまして、本計画におきましても指標を五つ設定しておりますので、そういった指標の目標の実現に向けまして評価も並行して進めているところでございます。

川崎委員

評価はどのような形で行っているのでしょうか。

藤野まちづくり局交通政策室担当課長

評価は、法律に基づいて毎年進捗を国土交通省のほうに報告することになっておりまして、五つの評価を読み上げますと、一つ目が市民1人当たりの年間公共交通利用回数、二つ目が路線バス利用者の満足率、三つ目が市内全路線バス一便当たりの利用者数、四つ目が路線バスの系統数、五つ目がコミュニティ交通を導入した地区数となっております。

本計画におきましては、バスの効率的、効果的な運行というところで、単なる利用者数だけの評価ではなくて、一便当たりの利用者数ですとか、系統数ですとか、その効率的、効果的なものになっているかというところを見るために、本指標を設定したところでございます。

川崎委員

ありがとうございます。

おそらくこの計画と、総合計画は密接に関わっていると思いますので、別々の評価をする必要性はなく、同じ方向で記載していただければいいのかなと思いました。やはり少し欠けているといいますか、きめ細かな政策をされており、特に今、高齢者に免許返納をして公共交通にという話が、かなり社会課題となっております

り、おそらく川崎市においても同様の課題があるかという説明だったと思いますが、その課題に対する対応や成果、すなわち時間に正確である必要性というより、むしろ一定の頻度で運行しているなど、そういったところが必要なかもしれない。そのあたり詳しくは分かりませんが、そういった指標や評価もせつかくきめ細かな政策をやっていらっしゃるので、そのきめ細かなサービスに対する成果もできるだけ見える化をしていただいた方がよろしいのかなと思いました。

といいますのも、やはりバスの乗客数では、すござっくりしている印象が強いため、せつかくきめ細かく取り組んでいるところに対しては、きめ細かな成果をできる限り見える化していただけると、全体として見やすくなるのかなと思いました。

私からは以上でございます。

では、時間でございますので、これで質疑を終了したいと思います。

どうもお忙しいところありがとうございました。

(休憩)

川崎委員

それではお時間でございますので、審議を再開したいと思います。

これから、審議内容の総括に入ります。本日行った4つの施策の審議結果について、一つずつ順番に総括を行っていききたいと思います。

本日の部会の審議結果については、6月30日に開催予定の政策評価審査委員会に報告し、他の部会における審査結果等とともに委員会として取りまとめて、最終的に市長に対して答申を行うことになってございます。

総括に当たっては、まず、内部評価結果が妥当であるかどうかについてご審議いただきます。その後、成果指標の設定内容も含めて、「こうしていけばより良い」などのご意見等を取りまとめていくことになりかと思えます。その後、事務局で議事録等が出てきますので、これを田島部会長と事務局で調整いただいて、最終的に部会の案という形で取りまとめをいただくことになります。

各委員に対しては議事録案と意見案をお送りしてくださるようですので、それを見ていただいて、部会の案ということにするということですのですけれども、そういう形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

川崎委員

部会長にはいろいろとご負担をおかけしますが、よろしく申し上げます。

それでは、(1)の「地域の主体的な防災まちづくりの推進」から進めたいと思います。

まずは、内部評価の結果については、施策の達成状況については、『A順調に推移した』と所管部局は判断しておりますけれども、こちらについて、何かご意見等ございますでしょうか。

想定焼失棟数の削減割合と道路閉塞の確率は目標を達成しているため、これはAでよろしいですか。

特にご異議はないと思いますので、そのようにさせていただきたいと思えます。

それでは、内部評価の結果については妥当ということにいたします。

続いて、附帯意見の作成についてですけれども、先ほどの質疑の中でもたくさんご意見がございました。それ以外に、何か付け加えておく必要があるものがございましたら、ご発言いただければと思いますがいかがでしょうか。

米林委員

先ほども申し上げているかもしれませんが、他の施策と共通の話として、取り組まれたことの評価をするため、もう少し成果指標を入れた方が良いと思っていますものがあります。それこそ御説明の中でソフト面の取組をされていますが、おそらく今の成果指標には反映されていません。取り組まれている活動がもう少し成果指標に入っても良いのではないかというのが率直な感想です。第1部会するときにも、市が取り組まれていることがきちんと活動として成果指標になって、私達もそこを正しく評価していくといった形にしたいと申し上げたところもあります。今日も同じ感想を持ちましたので、もしかすると総論の話かもしれませんが、活動をきちんと成果指標として目標設定を公開される方がよいのではと思います。

川崎委員

ありがとうございます。活動指標については、配下の事務事業でもかなりカバーされている部分もあると聞いていたと思いますが、カバーし切れない部分も結構あるということでしょうか。

事務局では把握できていますか。施策1-1-2に関して、成果指標が2つですけれども、ソフト的な取組の評価については、配下の事務事業に入っているというやり取りだったと記憶しています。

加島総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

これとは別の施策ですが、施策1-1-1のところで、地域の防災訓練などが含まれています。この部分については、重点地区や16の地区を含むハードとソフトの取組が入っています。

川崎委員

入っているそうです。実は配下の事務事業で評価されているものは、かなり多くありますよね。それを全部表示するとかなりの分量になると思いますので、なかなか難しいというのが正直なところですが、私も大事なところについては、見える化をした方がよろしいかと思っています。

加島総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

ソフトの取組で言うと、地域でのワークショップの活動回数などはとれると思います。そのようなものが指標として設定できるかどうかの検討はできるかと思っています。

川崎委員

ここは結構議論があって、例えばイベントやワークショップを何回やりましたというのは、それが多いからどうだ、少ないからどうだという話でもあります。

加島総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

基本的には、成果指標は市が活動したものが市民にとってどういう影響があるかというところですので、ワークショップを何回開催したとかというのは行政側の活動指標として個々の事務事業の中にそれは取り入れていくものと考えています。

川崎委員

この指標については、私はどちらかというとも良いと思っており、この取組をピンポイントに捉えているのかなと思っています。ただ、質疑の中でもありましたが、目標の数値について、令和7年の目標が達成したからといって、周りの地区と比べて安全になるということではないということですので、この地区の焼失棟数の削減については、まだ重点的に取り組まないといけないということだったかと思っています。

いかがですか。特によろしいですか。

では、次に、「持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進」について、総括をしていきたいと思いません。

まずは、内部評価ですが、達成状況は『B一定の進捗があった』と所管部局は判断をしておりますが、この評価結果に関しては妥当ということでもよろしいでしょうか。

ごみの焼却量が達成していないということですが、出てきた結果からするとこの評価ということになるのかと思いますので、妥当ということでもよろしいですか。

それでは、こちらは内部評価の結果、妥当ということにさせていただきたいと思いません。

続いて、附帯意見ですが、先ほど質疑の中でたくさんご意見をいただきました。これ以外に、何か付け加える必要があること等ございましたら、ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

田島部会長

施策3-2-2と施策4-7-3に共通することだと思いますが、やはり人口が増えるごみが増えることや、人口が増えるとバスに乗る人が増えることなど、当たり前の関係がありますので、やはり何々に占める何々の割合というような、施策の目指すべき方向性と指標をなるべく一致させるような工夫をお願いしたいと思いません。

川崎委員

ありがとうございます。おそらく附帯意見として全体的なことかもしれませんが、そのようにしていただければと思います。

ほか、特によろしいですか。

それでは、たくさん御意見をいただいておりますので、とりまとめをお願いしたいと思いません。

それでは、引き続き(3)「多摩丘陵の保全」の総括でございます。担当部局では『B一定の進捗があった』との評価になってございますが、いかがでしょうか。

なお、一定の進捗があったというのは、目標未達成のものがあるが一定の進捗があるということですね。目標が未達成なのは、緑地保全面積が増えていないことですが、これについては、議論の中でもあったように、少し量の捉え方を変えろということと、質を緑化するということに切り替えていくということを附帯意見としてつけていただければと思います。

田島部会長

附帯意見ですけれども、先ほどあったように、ある程度前に決めた候補地の中で、優先順でいってもなかなか保全緑地の対象にならないという状況があると思いませんので、ぜひ次の計画を立てる際には、例えばマンションの共有部分としての公開空地の保全なども、マンション管理組合にある程度しっかりと働きかけないと、所有者が変わることもありますので、現代的な課題に応じた緑地の目標設定をぜひ行ってほしいということをお願いたします。

川崎委員

ありがとうございます。既存の緑の概念を少し広げろという考え方ですね。おっしゃるように、公開緑地、公開空地などの保全等、あるいは屋上緑化、壁面緑化など、様々な緑に関する施策があると思いませんので、それらの緑をどの様に評価していくかということが、この課題になってくるかと思いません。ただ、ここは多摩丘陵ですので。

加島総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

おっしゃるように、公開空地や壁面緑化、あるいは農地など、施策が複数ございまして、農地の保全などこれらは別の施策で管理しております。ここは緑地保全のカテゴリーです。

田島部会長

ただ、新百合ヶ丘の辺りなど、保全できなかったところがマンションになっていることがあります。

もう一つ加えると、工場緑地に対する制限が緩和できるようになってきていますので、工場緑地を所有している企業に働きかけるのも一つの方向では必要なことかと思えます。

川崎委員

なるほど。ありがとうございます。

中央大学も多摩丘陵にあるのですが、おそらく緑の量を減らさない、今ある緑を守るということではなくて、全くなかった新たな建物を建てたときに別のところへ緑を確保するというようなことを行っているはずですので、法条例に縛られた特別緑地保全地区のような形ではなくて、違う形の緑地保全もあり得るかと思えますので、その様な観点からも量の考え方を少し柔軟に行っていく必要があるのかなと思えます。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、以上とさせていただきます。また、皆さんからいただいたご意見等につきましては、事務局にてまとめていただくことになるかと思えます。

最後に、「身近な交通環境の整備」につきまして、まずは内部評価について、施策の達成状況は『A順調に推移した』となっておりますけれども、こちらについてのご意見、妥当性につきましてはいかがでしょうか。

議論にあったように、出てきた指標だとそういう感じですね。よろしいですか。

順調と言っているのか、なかなか微妙ではありますが、もともと設定した目標設定に対しては順調と評価できるかと思えますので、そのようにさせていただければと思います。

それでは、引き続き附帯意見については、先ほどのところでもかなりたくさん意見があったかと思えますので、それに加えて何かございますでしょうか。

今の議論の中でも少しあったかと思えますが、人が増えれば当然増えるといったこともありますし、ただ一方で、星川委員がおっしゃったように、高齢者にスポットを当てているのだけれども、それがうまくというか。これは配下にあるのでしょうか。先ほどの交通計画の中での評価ではなかったような感じでしたが。

星川委員

一つ、よろしいですか。

ルール、マナー啓発のところ最近強く感じるのが、自転車は左側通行というのは皆さんご存じのはずなのですが、現実には、まちで自転車に乗ってみると、右側通行をしている人がかなりいまして、ぶつかりそうになったり、危ないと感じます。自転車のマナーがあまり伝わっていないと最近特に感じるようになって、車の免許を持っている人はそういうことはないのかなとも思いつつ、何しろ右側通行が多いと感じます。そのため、そのあたりをどうにかしないと、事故が減っていることとは相反するのですが、今後増えかねないという危惧を持っています。

川崎委員

ありがとうございます。マナー啓発ということですね。

星川委員

伝わっていない人に伝えていくのは、本当に難しいです。分かっている人に何度繰り返しても、もう分かっているからいいよという話になりますし。

川崎委員

マナー啓発も含めて利活用してほしいですね。

田島部会長

今おっしゃっていたように、矢羽根の所を高速で走行するようになると、事故の件数と事故の重大度合いの様ところが、もしかすると変わってきている可能性があるため、その部分は私も気になりました。

もう一つ、人数が増えたらというようなことですけれども、やはりこういった免許を返納した人がしっかりと使えるようにですとか、そこまで細かくは無理にしても、この時期での交通分担率をどれくらいバスにするのか、自転車にするのかという様な具体的な目標設定をぜひ加えていただきたいと思います。

川崎委員

ありがとうございます。おそらく課題として設定して、その課題を解決するための政策を行っているけれど、それに対する成果がみえていないというところが、今回の評価における課題としてみえてきているところかと思しますので、全体に関わるかもしれないので、これについては全体の課題や今後の課題のところできりまとめをするかもしれないということにさせていただければと思います。

米林委員

川崎委員がおっしゃったことのメモを取ったのですけれども、政策、特に施策はきめ細かいけれど、成果指標が見える化できていないという話をされていました。そこはおそらく全体の課題とする必要があると今日も感じましたし、先ほど星川委員がおっしゃったように、施策4-7-3は確かにきめ細かく見る必要があるかもしれないと思いました。まちづくりと考えると、市全体よりも、もう少しエリアでみることも必要なのかもしれないなど、改めて拝見して感じました。

川崎委員

ありがとうございます。

できれば、この様な指標などがまとめられていて、例えば高齢者対策といったとき、区の高齢者対策といったら、そのデータが一括して集まってきて、それを見ながら議論ができるように、指標がデータベース化されていくと、もっときめ細やかな施策議論が深まってくるかなと思いますので、その様なことも含めて今後の課題としてまとめていただければと思います。

ほか、ございますでしょうか。

それでは、総括については以上とさせていただきます。

続いて、議題3「その他」ですけれども、事務局から何かございますか。

事務局

今後のスケジュールにつきましてご説明させていただきます。

先ほど、川崎委員からもお話がございましたが、今後、田島部会長と事務局で附帯意見案を作成させていただきまして、本日の議事録案とともに、6月中旬頃をめぐりに委員の皆様にご確認をしていただきたいと思いますと考えてございます。

また、次回、令和4年度第1回川崎市政策評価審査委員会につきましては、6月30日（木）10時から、本日より第3庁舎5階会議室で開催させていただきたいと考えておりますので、ご多用のところ大変恐縮ではございますが、ご出席くださいますようお願いいたします。

川崎委員

それでは、進行を事務局にお返しいたします。ご協力、どうもありがとうございました。

田島部会長

本当にありがとうございました。

加島総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

長時間のご審議どうもありがとうございました。

以上をもちまして、川崎市政策審査評価審査意見会の第2部会を終了いたします。

どうもありがとうございました。